

令和7年度
滋賀県米原市職員採用試験案内
《A日程》

《令和8年4月1日採用》

《行政職》

《土木技術職》

《保健師》

《保育教諭》



受付期間	<行政職、土木技術職、保健師> 令和7年4月1日(火)～6月4日(水) <保育教諭> 令和7年4月1日(火)～6月23日(月) ※最終日は午後5時まで
申込方法	ウェブ申込み

問合せ先

〒521-8501

米原市米原1016番地

米原市役所総務部総務課

電話(0749) 53 - 5100(代表)

電話(0749) 53 - 5164(直通)

1 試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政職	8人程度	一般行政事務
土木技術職	2人程度	土木に関する計画、設計、監督等の業務および関連する行政事務
保健師	1人程度	保健師業務および関連する行政事務
保育教諭	4人程度	保育に関する業務、幼児教育に関する業務

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できます。

試験区分	受験資格
行政職	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
土木技術職	昭和60年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、土木に関する専門課程を修了した人または民間企業等で土木関係の職務経験(※)(土木系コンサルタント業を含む。)が通算3年以上(令和8年3月31日現在)ある人
保健師	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人または令和8年3月31日までに取得見込みの人
保育教諭	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和8年3月31日までに取得見込みの人

※職務経験について

- ・民間企業等において、週30時間以上の勤務を6か月以上継続して就業していた期間が該当します。
- ・雇用形態は、正職員、臨時職員等を問いません。
- ・複数の場合は勤務年数を通算することができます。
- ・育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。
- ・最終合格者は、職務経験年数の確認のため、職務経験証明書を提出していただきます。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ア 禁錮(令和7年6月1日以降は拘禁刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 試験内容、試験日等 第2次試験および第3次試験の日時、場所等の詳細は、各試験の合格者に通知します。

(1) 行政職、土木技術職、保健師

試験	試験科目	試験内容	試験日	試験会場	合否
第1次試験	動画面接試験	受験者が撮影した動画による選考試験を行います。			令和7年6月中旬(予定)
	適性検査(基礎能力、性格)	・文書読解能力、数的能力、推理判断能力、人文・社会・自然に関する一般知識、基礎英語の能力検査(多肢選択式)を行います。 ・職務遂行における性格の特徴や適応性などをみる検査を行います。	令和7年4月1日(火)～ 令和7年6月9日(月)	全国各地のテストセンター	
第2次試験	プレゼンテーション試験	課題に対するプレゼンテーションによる口述試験を行います。	令和7年6月28日(土)(予定)	米原市役所本庁舎(予定)	令和7年7月上旬(予定)
	集団面接試験	集団面接による口述試験を行います。			
第3次試験	個別面接試験	個別面接による口述試験を行います。	令和7年7月中旬(予定)	米原市役所本庁舎(予定)	令和7年7月下旬(予定)

(2) 保育教諭

試験	試験科目	試験内容	試験日	試験会場	合否
第1次試験	動画面接試験	受験者が撮影した動画による選考試験を行います。			令和7年7月上旬(予定)
	適性検査(基礎能力、性格)	・文書読解能力、数的能力、推理判断能力、人文・社会・自然に関する一般知識、基礎英語の能力検査(多肢選択式)を行います。 ・職務遂行における性格の特徴や適応性などをみる検査を行います。	令和7年4月1日(火)～ 令和7年6月29日(日)	全国各地のテストセンター	
第2次試験	論文試験	識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。	令和7年7月中旬(予定)	米原市役所本庁舎(予定)	令和7年7月下旬(予定)
	実技試験	歌、素話などの実技試験を行います。			
	個別面接試験	個別面接による口述試験を行います。			

4 合格者の発表

各試験の結果に基づき合否を決定の上、米原市役所本庁舎および山東支所前の掲示板、米原市公式ウェブサイトにも合格者の受験番号を掲示するほか、応募者のマイページに通知します。

なお、採用内定者については、別途郵送にて通知します。

5 合格基準について

試験項目ごとに合格基準を設け、1項目でも基準に達しない場合は、不合格となります。

6 採用および給与等

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登録された後、成績順に採用者が決定されます。この名簿は原則として1年間有効です。
- (2) 採用は、令和8年4月1日の予定です。
- (3) 受験資格がないこと、または申込内容が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 取得見込みを要件として受験した人が、所定の時期までに資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。
- (5) 初任給月額、次のとおりです。(令和7年4月1日現在の額)

職種区分	モデルケース	月額
行政職	大学等新卒者の場合	220,000円程度
保健師		
土木技術職	高等専門学校、短期大学等新卒者の場合	207,400円程度
	大学等新卒者の場合	220,000円程度
保育教諭	短期大学等新卒者の場合	204,400円程度

このほか地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。また、経歴等に応じて上記に一定の額が調整されることがあります。

7 受験手続および受付期間

申込受付期間	行政職、土木技術職、保健師	令和7年4月1日(火)から令和7年6月4日(水)まで(最終日は午後5時まで)
	保育教諭	令和7年4月1日(火)から令和7年6月23日(月)まで(最終日は午後5時まで)
申込受付方法	ウェブ申込みにより受け付けます。別添「ウェブ申込方法等について(A日程試験受験者用)」に従い、申込みを行ってください。	
その他注意事項等	各職種区分間の併願はできません。	

8 試験結果の開示

この試験の結果については、応募者のマイページにて、各試験の総合得点および順位をお知らせします。

9 問合せ先

滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市総務部総務課
電話 (0749) 53-5100(代表) (0749) 53-5164(直通)